# かとり親家庭の親のい

## 「資格取得」期間中の

和8年以降 増額されます/



ひとり親家庭の親の就職に役立つ 資格取得の期間中の生活費の補助額が増額されます

(令和8年4月以降に入学等した方が対象になります。)

従来国制度による 生活費補助額

4年間 ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金

※児童扶養手当の受給世帯が対象 ※最終年度は月額4万円上乗せ

増額 県独自の 生活費補助額

> 福井県ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金

生活費補助額

最大4年間

√ 所得にかかわらず //

上記生活費補助のほか、資格取得にかかる 授業料・入学金の支援 も活用可能です

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 年間最大66.8万円の授業料・入学料等を支援







### 補助を活用して資格取得をする場合の給付額イメージ

例

看護師の資格を取得するために看護専門学校(3年間)で修業する場合 (想定:親、こども2人の3人家庭)

#### 牛活書の支援 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 + 福井県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

月額15万円を3年間分補助します。また、こども1人あたり月額1.5万円を補助します。

生活費 ········ 15万円 ×12か月×3年間=540万円 ··· ①

こども加算 ··· 1.5万円×2人×12か月×3年間=108万円 ··· ②

修業期間(3年間)の補助額合計 ①+② = 648万円

この他、要件によっては以下の給付金も利用が可能です。

授業料、入学金の支援 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

年間最大 66.8万円 の授業料、入学料等を支援(最大4年間)



#### 県独自の生活費支援の対象者 福井県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ※原則、毎月の支給になります。

給付を受けるには以下のすべてに該当する必要があります。

- ▼ 県内在住のひとり親家庭の親である。(児童扶養手当の対象外の方も支給されます。)
- ▼ 厚生労働省の教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を受けていない方である。
- √ 資格等取得のために国が指定した教育訓練等を受講する方である。
- ✓ 資格等取得のために6カ月以上修業し、資格取得が見込まれる方である。
- ✓ 修業することとなる学校や講座はe-ラーニングのみの内容ではない。
- √ 仕事または育児と修業の両立が困難な方である。
- ▼ 申請時に就業計画を提出できる方である。
- ▼ 取得する資格をもって就職し、その収入を生活費のメインにする方である。
- ▼ 資格取得後も県内で就職する意思がある方である。
- √ 県の相談員の定期的な面談を受けることができる方である。
- ●資格の例 …… 看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、 LPI認定資格等デジタル分野の民間資格、建築士、歯科衛生士 など

#### 相談先

福井県健康福祉部児童家庭課 **2** 0776-20-0343



- ●生活費補助の申請においては、国による補助への 申請と、今回追加となる福井県による補助への 申請の両方が必要となります。(ひとり親家庭高等職業 訓練促進給付金+福井県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金)
- ※くわしくは県のホームページをご確認ください。

くわしくはこちらから→